資料１

第8期介護保険事業計画説明会

認定事務等に関する情報提供

鈴鹿亀山地区広域連合
介護保険課　認定グループ

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱について

厚生労働省老健局老人保健課

- 感染拡大防止を図る観点から
  面会が困難な場合

  従来の認定有効期間に，１２か月までの範囲で市町村が
  （更新申請のみ）　　定める期間を合算することができる。

  当連合の場合　　在宅に居住　　６か月　合算
  　　施設等に入所　　１２か月　合算

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱について

厚生労働省老健局老人保健課

- 臨時的取扱を希望される場合
  必ず申請が必要です。
  （認定調査　主治医意見書　認定審査会　実施しない）

- 手続き終了後，被保険者証を郵送する。
  認定有効期間を確認してください。

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱について

- 詳しくは，鈴鹿亀山地区広域連合ホームページ
を参照ください
- ＞　ホームページ
＞　新型コロナウイルス感染症　関連情報
＞　介護保険
＞　要介護認定について　参照

要介護認定基準時間
要支援２と要介護１の基準時間

（分）		25	32	50	70	90	110
基準時間							
介護度	非	支１	支２ 介１	介２	介３	介４	介５

介護認定審査会における
要支援2・要介護1の振り分け方

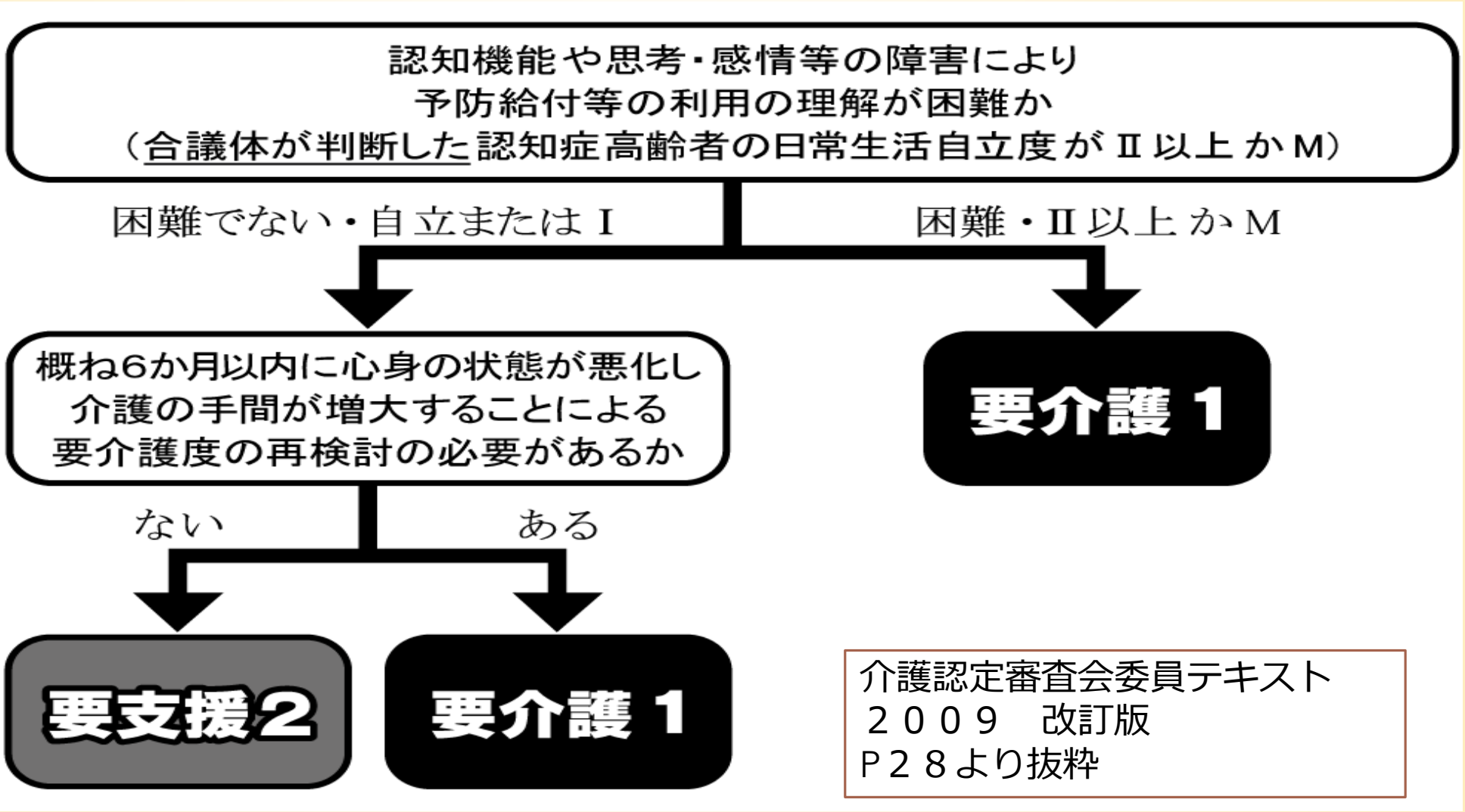

介護認定審査会委員テキスト
２００９　改訂版
Ｐ２８より抜粋